

新監査公表第 8 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 1 項及び第 4 項の規定に基づき監査を実施したので、同条第 9 項の規定により次のとおり公表します。

令和 6 年 10 月 29 日

新潟市監査委員	古 俣 誉 浩
同	伊 藤 秀 夫
同	飯 塚 孝 子
同	深 谷 成 信

監査結果の報告

1 基準に準拠している旨

監査委員は、新潟市監査委員監査基準（令和2年2月28日監査委員訓令第1号）に準拠して監査を行った。

2 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づく定期監査

3 監査の対象

(1) 対象部署

農林水産部 農村整備・水産振興課

北区役所 産業振興課、建設課

南区役所 建設課

西蒲区役所 建設課

監査実施工事の関係部署

(2) 対象工事

農林水産部 農村整備・水産振興課

令和6年2月までに契約した当初設計金額1,000万円を超える令和5年度工事
北区役所産業振興課、同建設課、南区役所建設課、西蒲区役所建設課

令和6年2月までに契約した当初設計金額250万円を超える令和5年度工事

4 監査の着眼点

- (1) 設計は設計指針、技術基準、積算基準等に基づき適切に行われているか。
- (2) 設計は十分な現地調査が行われ、現場条件に合致した適切なものとなっているか。
- (3) 設計及び工事内容は、長寿命化や将来における維持管理などが考慮されているか。
- (4) 受託者との打合せや協議は、書類により適正な手続きで行われているか。
また、設計委託成果品の履行の確認は適切に行われているか。
- (5) 工事請負契約は適正に行われているか。
- (6) 関係機関との調整は適切に行われているか。
- (7) 工程管理、安全管理は適切に行われているか。
- (8) 各種承諾図書、工事記録写真等の提出書類は適正に作成、管理されているか。
- (9) 工期変更、設計変更の理由・内容・時期は適切か。

5 監査の主な実施内容

監査の対象工事のうちから契約額、工種、進捗率、設計変更の有無等を基に工事を抽出し、法令遵守はもとより、工事が設計図書どおりに施工されているか、実施設計が適切になされているかを基本に、安全性、経済性、効率性、有効性の観点にも留意し、関係書類の審査、聴き取り調査及び現地調査を実施した。

6 監査の実施場所及び日程

(1) 実施場所

監査委員事務局、監査対象部・区執務室及び対象工事場所等

(2) 実施日程

令和6年3月15日～令和6年10月29日

7 監査の結果

監査の結果、計画・設計・積算・施工及び監理について、設計指針、技術・積算基準及び各種特記仕様書などに基づき、概ね適正に行われていたが、次の事項について改善・検討の必要が認められたので、今後は必要な措置を講じ、適正な執行の確保に努められたい。

(1) 指摘事項

間接工事費の積算における地域補正を適用していなかったもの

(北区役所建設課)

北区役所建設課は、令和5年度に契約した北建第265号葛塚東小学校グラウンド改修工事及び北建第102号かぶとやま公園遊戯施設改修工事(以下「本件工事」という。)において、間接工事費(共通仮設費及び現場管理費)の積算にあたり、地域補正を適用していなかった。当該積算誤りに伴う過小積算額はそれぞれ約280万円と約25万円である。

間接工事費(共通仮設費及び現場管理費)の積算は、工種区分に従って対象額ごとに求めた共通仮設費率及び現場管理費率に施工地域を考慮した補正係数を乗じて得た率を対象額に乗じることとされている。

本件工事は、施工箇所が「積算基準[1 一般土木]」(以下「積算基準」という。)に定められている「人口集中地区(DID地区)」(以下「DID地区」という。)であることから、「市街地(DID補正)(1)-3」を適用すべきであった。

しかし、同課は、施工箇所がDID地区内であることを認識していたものの、学校敷地

内または公園敷地内の区切られた区域での施工であり、一般交通等の影響が少ないことから、DID 地区内であっても補正は必要ないものと誤認し、地域補正を適用していなかった。

また、同課は、平成 29 年 3 月 31 日付で積算基準の改定が通知されていたにもかかわらず、平成 29 年度から令和 4 年度までの期間においても、本来、地域補正を適用すべき公園工事の 6 件のうち 5 件について、安易な前例踏襲により、本件工事と同様に誤った積算をしていた。

工事の積算誤りは受注者や本市に大きな損害を与えるリスクがある。このようなリスクを内包しているにもかかわらず、組織として十分な確認を怠り、長期にわたり誤認したまま積算していたことは、同課のリスクに対する認識が希薄であるとともに、チェック体制が形骸化していたといわざるを得ない。

今後、同様の誤りが生じないように、職員一人一人が設計積算におけるリスクの大きさをあらためて認識した上で、設計積算能力の向上に向け日々研鑽するとともに、組織としてのチェック体制を見直し、再発防止に向けて取り組むよう強く求めるものである。

【合規性】

○積算基準〔1 一般土木〕(抜粋)

第1章 総則

(中略)

③ 間接工事費

(中略)

3 共通仮設費の率分

(中略)

3-2 共通仮設費率の補正

(1) 施工地域を考慮した共通仮設費率の補正及び計算

1) 表-2 の適用条件に該当する場合、(中略) 共通仮設費率に補正係数を乗じるものとする。

表-2 地域補正の適用

適用条件			補正 係数	適用 優先
施工地域区分	工種区分	対象		
(略)				
市街地 (DID 補正) (1)-3	鋼橋架設工事、電線共同 溝工事、道路維持工事、 舗装工事、橋梁保全工事 以外の工種 (※)	市街地部が施工箇所に 含まれる場合。	1.2	7
(略)				

※コンクリートダム及びフィルダム工事は適用しない。

a. 市街地とは、施工地域が人口集中地区(DID 地区)及びこれに準ずる地区をいう。

なお、DID 地区とは、総務省統計局国勢調査による地域別人口密度が 4,000 人/km² 以上でその全体が 5,000 人以上となっている地域をいう。

(中略)

11 現場管理費

(中略)

11-3 現場管理費率の補正

(中略)

(2) 施工地域を考慮した現場管理費率の補正及び計算

1) 表-3 の適用条件に該当する場合、(中略) 現場管理費率 (中略) に下表の補正係数を乗じるものとする。

表-3 地域補正の適用

適用条件			補正 係数	適用 優先
施工地域区分	工種区分	対象		
(略)				
市街地 (DID 補正) (1)-3	鋼橋架設工事、電線共同 溝工事、道路維持工事、 舗装工事、橋梁保全工事 以外の工種 (※)	市街地部が施工箇所に 含まれる場合。	1.1	7
(略)				

※コンクリートダム及びフィルダム工事は適用しない。

(注)1. 市街地とは、施工地域が人口集中地区(DID 地区)及びこれに準ずる地区をいう。

なお、DID 地区とは、総務省統計局国勢調査による地域別人口密度が 4,000 人/km2
以上でその全体が 5,000 人以上となっている地域をいう。

(後略)

○土木積算基準における諸経费率等の改定について (通知) (抜粋)

新 技 第 5 7 0 号
平成 29 年 3 月 31 日

関係所属長 様

都市政策部技術管理センター
技術管理課長

土木積算基準における諸経费率等の改定について (通知)

国土交通省では、改正品確法の基本理念および発注者責務を果たすため、担い手の
中長期的な育成・確保のための適正な利潤が確保できるよう、平成29年4月1日から適
用する積算基準を改定しました。

については、本市でも国に準じて下記のとおり土木積算基準における諸経费率等を改
定します。

記

1 改定内容

- (1) 土木積算基準〔1 一般土木〕第 I 編 総則
- ・施工地域を考慮した共通仮設费率の補正及び計算の改定
 - ・施工地域を考慮した現場管理费率の補正及び計算の改定

(2) 注意事項

監査にあたって見られた特に注意すべき事項については、以下のとおりである。

ア 設計に関すること

- ・設計図書に必要な図面の添付がなかったもの
- ・表層工の使用材料を誤っていたもの
- ・工事発注前の現地調査を怠っていたもの

イ 積算に関すること

- ・施工歩掛の決定方法を誤っていたもの
- ・管理費区分の設定を誤っていたもの
- ・労務単価の冬期補正を誤っていたもの
- ・コンクリート柱建柱の積算を誤っていたもの
- ・仮設工の積算を誤っていたもの
- ・小型車補正の積算を誤っていたもの
- ・交通誘導警備員の積算を誤っていたもの
- ・設計単価の適用日を誤っていたもの
- ・六価クロム溶出試験の積算を誤っていたもの

ウ 監理に関すること

- ・週休2日取得モデル工事実施要領の運用を誤っていたもの
- ・工事打合簿での協議を怠っていたもの
- ・熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行実施要領の運用を誤っていたもの
- ・関係機関との事前協議を怠っていたもの
- ・交通誘導警備員の配置人員に係る協議を怠っていたもの